

# 公 募 公 告

下記のとおり国有財産（土地）の使用許可を公募に付します。

令和6年12月16日  
内閣府所管国有財産部局長  
愛知県警察本部長

## 記

### 1 公募に付する事項

#### (1) 件名

飲料自動販売機設置に係る国有財産の使用許可

#### (2) 使用許可物件

所在地	設置場所	許可面積	設置台数
愛知県春日井市廻間 町字明知洞1083-3	愛知県警察学校 射撃場管理棟北側敷地	2.64㎡	1台

※1 許可面積には、自動販売機、リサイクルボックス、転倒防止措置、背面スペース等に要する面積を含みます。

※2 機種は、消費電力15アンペア程度以下のものとします。

#### (3) 使用許可期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（更新あり）

### 2 公募に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

(4) 国税及び地方税の未納がない者であること。

(5) 警察庁及び愛知県警察から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(12) 暴力団又は暴力団員及び(8)から(11)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(13) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。

### 3 許可条件を示す場所及び公募説明書の交付期間並びに場所

#### (1) 許可条件を示す場所

〒460-8502

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知県警察本部総務部施設課財産係

代表番号 052-951-1611 内線 2268

#### (2) 公募説明書の交付期間及び場所

令和6年12月16日(月)から令和7年1月16日(木)までの間に、愛知県警察ホームページ (<https://www.pref.aichi.jp/police/>) において交付します。やむを得ない場合は、3の(1)の場所において交付するので、希望者は、事前に電話連絡してください。ただし日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間とします。

### 4 公募参加申込み書類の提出期限及び場所

#### (1) 提出期限

令和7年1月23日(木)午後5時まで(郵送の場合は到着分有効)とします。

なお持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。

#### (2) 提出場所

〒460-8502

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知県警察本部総務部施設課財産係

### 5 申込みの無効

本公告に示した公募参加に必要な資格のない者による申込み及び公募参加に関する条件に違反した申込みは無効とします。

### 6 国有財産使用許可書作成の要否 要

### 7 その他

#### (1) 選定方法

「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の基準」(昭和33年1月7日付管蔵第1号)通達別添第2節第1に基づき定めた予定価格以上で、かつ最高価格をもって有効な見積書を提出した者を使用許可の相手方として選定します。

#### (2) 本件手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (3) 詳細は、「公募説明書」によります。